

生活再建に至らない東日本大震災被災者の
医療費自己負担免除の継続を求める意見書

東日本大震災により大きな被害を受けた被災者に対する医療費一部負担金（医療機関での窓口負担）免除の扱いは、延長されたとはいえ、2012年9月30日が期限とされております。（福島原発事故の避難者は2013年2月28日が期限）。被災地においては雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化しております。自己負担免除期間が区切られている状態では安心して医療にかかれません。未曾有の大災害からの復興には長い時間がかかると共に、被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などによりいっそうの健康悪化が心配です。

つきましては、国の特別な措置として生活再建に至らない被災者の医療費一部負担免除を継続することを求めます。

記

1. 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除期間を9月末日で区切らず、継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月14日

宮城県大河原町議会

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿
財務大臣 安住 淳 殿
厚生労働大臣 小宮山洋子 殿
衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 平田 健二 殿